

## 監 査 報 告 第 5 号

令和 2 年 4 月 2 1 日

泉佐野市長 千代松 大耕 様  
泉佐野市議会議員 辻中 隆 様

泉佐野市監査委員 明 松 優  
同 西 野 辰 也

### 監 査 結 果 報 告 に つ い て

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 2 項及び第 4 項の規定により、下記のとおり監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

#### 記

#### 第 1 監査の概要

##### 1 監査の種類

地方自治法第 1 9 9 条第 2 項の規定による行政監査及び同条第 4 項の規定による定期監査

##### 2 監査の対象部課

こども部【子育て支援課】

##### 3 監査の対象期間

平成 3 0 年度（平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで）  
ただし、必要に応じてそれ以外の年度も含む。

##### 4 監査の実施期間

令和 2 年 3 月 2 日から令和 2 年 3 月 3 0 日まで

## 5 監査の実施方法

監査対象部課の財務に関する事務の執行が、関係法令及び条例規則等の規定に基づき適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効果的に事務事業が運営されているかという点に留意し、併せて、事務の執行が地方自治法第2条第14項及び第16項の規定に則ってなされているかという点に留意し、監査資料の提出を求めるとともに、関係帳簿等の実査及び提出資料に基づく監査対象部課職員からの説明聴取により監査を実施した。

## 6 監査の着眼点

今回の監査を実施するに当たり、財務に関する事務の執行及び事務事業の運営に関する内容について、以下の項目に着眼して実施した。

### (1) 文書の管理について

簿冊の保管、特に、個人情報記載文書の保管が適切に行われているか。

### (2) 公印の管理について

公印の保管及び管守が適切に行われているか。

### (3) 現金（公金）等の保管について

現金及び切手等の保管が適切に行われているか。

### (4) 収入及び支出事務について

① 収納又は徴収が適切に行われているか。

② 未収金の滞納整理が適切に行われているか。

③ 資金前渡の精算が適切に行われているか。

### (5) 旅費について

① 出張命令簿への記入漏れや押印漏れ等の不備はないか。

② 旅費の支給されない公用車使用による場合でも出張命令簿に記載されているか。

③ 旅費の精算が適切に行われているか。

### (6) 備品の管理について

備品台帳等により適切に管理が行われているか。

### (7) 契約事務について

① 委託契約及び賃貸借契約に係る起案、契約手続、請求及び支出等が適正に処理されているか、また、契約内容と金額が妥当か。

② 業者選定方法は妥当か。

③ 随意契約理由は妥当か。

- ④ 日付の不備（漏れ、鉛筆書き、矛盾）や印鑑漏れ等の軽微なミスがないか。
- ⑤ 契約関係書類が適正に作成、整理され、簿冊に保管されているか。

(8) 附属機関等について

法令又は条例に基づき設置され、適切に運営されているか。

(9) 補助金・交付金等の交付について

- ① 交付要綱、要領等が適正に整備されているか。
- ② 目的及び補助額が適切に設定されているか。
- ③ 交付申請から交付までの事務手続が要綱及び要領に基づき適正に行われているか。

(10) 負担金等の支出について

支出目的及び負担額の計算方法が適切に設定されているか。

(11) 行政財産目的外使用許可及び公有財産貸借状況について

- ① 目的及び使用料が適切に設定されているか。
- ② 申請及び許可等の事務処理が適正に行われているか。

(12) 特定事務の状況について

法令等に基づき適切に執行されているか。

7 監査の対象事務

(1) 子育て支援課

- ① 文書の管理について
- ② 公印の管理について
- ③ 現金（公金）等の保管について
- ④ 収入及び支出事務について
- ⑤ 旅費について
- ⑥ 備品の管理について
- ⑦ 契約事務について
- ⑧ 附属機関等について
- ⑨ 補助金・交付金等の交付について
- ⑩ 負担金等の支出について
- ⑪ 行政財産目的外使用許可及び公有財産貸借状況について
- ⑫ 特定事務の状況について
  - ア こども園運営事業及び民間保育園対策事業について
  - イ 母子家庭等自立支援推進事業について

- ウ 新婚生活支援事業について
- エ 出会いの機会創出事業について
- オ 家庭児童相談室運営事業について
- カ 子育て支援短期利用事業について
- キ 障害児通所支援事業について
- ク 次世代育成支援対策事業について
- ケ 保育料収入に係る未収金対策について

## 第2 監査の結果

監査の着眼点に基づき、各課の財務に関する事務の執行及び事務事業の運営について監査を実施した結果は、次のとおりである。

### 1 子育て支援課

- (1) 財務に関する事務の執行及び事務事業の運営について、概ね適正に処理されていた。
- (2) 事前監査の際に見受けられた軽微な指摘事項については、適時、担当職員に口頭で改善するよう指導した。
- (3) 公印の使用に関して、出先機関において公印の使用簿等による管理が行われていなかったことから、使用簿等による管理を行うよう担当職員に改善するよう指導した。

備品の管理に関して、出先機関において対象となる備品全てが備品台帳等により管理が行われているかどうか不明であるとのことであったため、担当職員に備品台帳の整理状況について確認し、不備があれば改善するよう指導した。

複写機の賃貸借契約に関して、契約期間満了後に無契約の状態で運用されているものが見受けられたことから、担当職員に契約締結手続きを行う等早急に適切な処理を講じるよう指導した。

上記3点については、担当課より速やかに措置を講じる旨の報告がなされた。

## 第3 意見

こども部は、子育て支援課の1課のみの構成となっているが、その所管する業務は大変多岐にわたっている。その中において、全体的には大きな問題点は見つからず、概ね適正な事務処理を行っていたといえる。本監査に先立って実施された事前監査の際に見受けられた、公印の使用に関する事、備品の管理に関する事及び契約に関する事において指摘のあった事項については、速やかに適切な措置を講じられたい。

また、保育料徴収において発生する未収金等の処理については、市民負担の公平性を重点的に担保しつつ、行政の合理性、効率性の観点から、適切な債権管理を心掛けていただきたい。

子どもへの虐待により深刻な事態になる事象が全国各地で報道されており、本市にお

いても引き続き適時適切な情報の取得やきめ細やかな対応を講じられたい。また、家庭児童相談室業務の充実を図るための職員増員についても検討されたい。

さらに、一方では、出会いの機会創出事業など結果の見出し難い事業もあり、事業内容や予算配分などを見極めていただき今後の事業展開に期待するものである。

子育て支援事業は、本市の未来を担う宝を育てる事業であることから、今後も引き続き保育環境と子育て支援体制の改善・充実に努められたい。